

姫路市教育委員会会議録（令和８年６月）

○ 日 時 令和８年６月２５日（木）午後１時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後１時）

日程第１ 会議録署名委員の指名等

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議事

議案第 ８号 契約の締結に係る臨時代理の承認について

議案第 ９号 動産の購入に係る臨時代理の承認について

議案第１０号 姫路市学校給食運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第１１号 姫路市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

議案第１２号 姫路市社会教育委員の委嘱について

議案第１３号 姫路市立図書館協議会委員の任命について

日程第４ 報告

１ 姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について

日程第５ 次回委員会開催日時等

日程第６ その他

○ 出席者 （委員）久保田教育長、森下委員、山下委員、中野委員、三木委員
（事務局）高橋教育次長、角倉教育次長、藤保教育企画室長、
南原総合教育センター所長、砂山生涯学習部長、
藤岡総務課長、加野学校施設課長、小林学校施設課主幹、
中尾学校指導課長、牛尾健康教育課主幹、儀武生涯学習課長、
友定城内図書館長
（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第10号から第13号までは、会議規則第15条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手 〕

教育長

- 全員賛成と認め、議案第10号から第13号までは非公開と決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第8号 契約の締結に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校施設課主幹 議案第8号について説明)

「姫路市立城北小学校屋内運動場長寿命化改修工事」ほか2件の工事請負契約の締結に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので報告し、承認を求めるものでございます。

議案第68号は、「姫路市立城北小学校屋内運動場長寿命化改修工事」で、工期は令和9年3月15日限り、契約金額は3億1,240万円、契約の相手方は株式会社原田工務店でございます。契約の方法につきましては一般競争入札でございます。工事の概要でございますが、屋内運動場につきまして、長寿命化改修工事により、老朽化した施設のリニューアルを実施いたします。

議案第69号は、「姫路市立大津小学校屋内運動場長寿命化改修工事」で、工期は、令和9年3月15日限り、契約金額は4億4,770万円、契約の相手方は株式会社ハマダでございます。契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。工事の概要でございますが、屋内運動場につきまして、長寿命化改修工事により、老朽化した施設のリニューアルを実施いたします。

議案第79号は、「(仮称) 姫路市立荒川南小学校新築工事」でございます。

(仮称) 荒川南小学校の建設につきましては、令和7年6月第2回姫路市議会議定例会において、整備内容の変更に伴う設計変更に要する経費として、5,000万円増額の補正予算議案を可決いただいたのち、令和7年7月31日に設計委託の変更契約を締結し、当初の契約金額1億3,820万9,500円を3,639万2,810円増額いたしました。これにより、校舎延べ床面積の削減を含む施設規模の最適化を行ったうえで、令和8年4月3日に新築工事に係る入札公告を行いました。工期は、令和10年1月31日限り、「契約金額」は28億9,300万円、契約の相手方は立・赤鹿共同企業体でございます。契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。工事の概要でございますが、(仮称) 荒川南小学校設置のため、鉄筋コンクリート造3階建ての校舎及び2階建ての屋内運動場を建設し、併せて屋外倉庫等附属施設も整備いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

屋内運動場長寿命化改修工事の2件について、坪単価あたりで3割くらいの差がありますが、同じ時期に同じように発注をかけているのに、差が生じるのはなぜですか。

(答)

体育館以外の施設として、今回渡り廊下もリニューアルしており、城北小学校は渡り廊下が少ないのですが、大津小学校は校舎と体育館の距離が遠いため、その間の渡り廊下に係る経費が坪単価に加算されています。また、屋根の改修についても経費の違いが出ており、工事発注の担当課である営繕課と協議の上、屋根をそのままとした上で防水層だけプラスして長寿命化を図るパターンと、屋根を葺き替えてしまうというパターンとがあり、大津小学校は屋根を葺き替えているので、経費の差が生じていると思います。

(問) なぜ一方は完全葺き替え、もう一方は防水工事ということになったのでしょうか。

(答) 元々の屋根の上にさらにもう一枚屋根を付け足すと重量が大きくなりますが、かなり前に建築した建物だと構造計算書が残っていないことが多く、増し葺きしにくいパターンもあるので、その場合は増し葺きをせずに屋根を葺き替えたり、防水層だけ増し塗りして長寿命化を図るので、構造計算等によって屋根の改修方法が異なることがあります。

(問) 設計と施工は別の業者ですか。

(答) 別の業者です。設計事務所が異なります。

(意見) それぞれの設計士の考え方があり、安全性を考慮して全部葺き替えする設計士もいれば、フルコーティングすることで10年や20年長持ちすると考える設計士もいると思いますが、今後も長寿命化改修工事はたくさんありますので、どの工法が最適なのかという突き合わせを営繕課にしてもらうのがよいと思います。後のメンテナンスも含めて、どのような方法が効率的なのか、どの工法がどのタイプの校舎に最適なのかという検証をしていく必要があると思います。

(答) 設計事務所だけで改修工事の工法を検討しているわけではなく、営繕課の建築チームも入って検討をしています。既設の改修履歴をもとに検討した上で今回の工法を採用していると聞いているので、最適を選んでいると思います。

(問) （仮称）荒川南小学校の新設について、大規模な案件ですので、用地選定の妥当性と入札の実質的な競争性について確認させていただきます。

まず、用地選定について、玉手グラウンド周辺が選定地となっていますが、比較候補の土地についての資料は公開情報なののでしょうか。内部情報だったとしても、確認することはできますか。また、比較資料等が存在するとして、児童の教育、通学路の安全性、交通量、地盤、排水、騒音、土壌、将来の児童数推計まで評価した上で候補地の中から選定し、有識者等からのフィードバックもあった上での比較になっているのでしょうか。また、当初は1学年4クラスの4階建て想定だったのが、最新の児童数の推計によって、1学年3クラスの3階建てに変更していますが、こういった施設規模の見直し後にも、玉手グラウンド周辺が最適なのかしっかりと再検証した上で、今回の用地選定になったのでしょうか。さらに、都市部局や建設部局からの用地造成、排水等の指摘に対してしっかり確認し、それが資料等にも反映され、設計や契約条件に反映されているのかどうかをお尋ねします。

(答)

玉手グラウンドの用地は、従来から教育委員会が将来の学校用地として所有しており、荒川小学校の校区内に小学校の校舎、グラウンド等も含めた設置可能な市有土地が他にはなかったもので、他と比較してということではありませんでした。また、途中で設計変更を行っていることについては、令和6年3月に（仮称）荒川南小学校の整備の基本構想・基本計画を策定した際に、令和11年度までの児童数の荒川校区の推計を行っており、令和10年度では荒川校区全体で児童数1,200人、それを現荒川小学校と（仮称）荒川南小学校とに分けますと、新設の（仮称）荒川南の方では、想定児童数が約1,200人のうち560人の19学級で、おおむね1学年あたり3クラスというところだったのですが、当地区は児童数が増加傾向にあったため、1学年4クラスと想定しました。その後の設計において、設計業者と協議を進める中で、3階建てだと横に広がるため、校舎の配置や児童の動線等を考慮して、4階建てに設計方針を変更して検討を進めておりました。その後、令和7年3月に公表しました姫路市全体の「今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」において、2050年度までの児童数の推計を全小学校区で行いました。これは、令和2年の国勢調査をベースに令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が行った全市区町村の2050年までの人口の将来推計を基に、本市のデジタル戦略室が出した各校区の2050年までの推計を踏まえて、教育委員会が児童生徒数の推計を行ったものです。それによると、荒川小学校は、増加傾向にあるとは言え、2030年代が児童数のピークで、その後は逓減することが見込まれること、建設資材の高騰により整備コストの見直しが必要であること等を踏まえて、1学年3クラスの3階建てに校舎の設計を変更しました。それに伴い、補正予算で設計の増額を行ったという状況でございます。

（意見）

お尋ねしたかったのは、手続が適正に執行されたかどうかということではなく、当局が選定用地を承認した際の判断材料についてであり、手続上の瑕疵がないことは前提として理解しております。今回は元々小学校用地として想定していたすでに取得している土地で、追加費用がかからないので選定したということですが、児童数のシミュレーションや造成費用など、取得当時と比べて色々変わっていることも少なくないと思います。過去の経緯に縛られず、本来そこが選定用地としてふさわしかったのかどうかという検証が必要ではないかと思います。話を伺って、比較対象がないという経緯については理解できましたが、現在学校統合等の問題で、非常に苦労しているような状況で、20年先、50年先を見据えた際に、本当にそこが最適なのかという本質的なところにまで踏み込んで考える必要があると思います。コストがかからないからと安易に決めるのではなく、ゼロベースで最適な場所かを検討し続けるという積み重ねが、人口減少社会におけるあるべき姿だと思います。

（問）

（答）

当該土地を用地取得したのはいつですか。

平成2年に大井川区画整理事業の実施に伴い保留地を取得し、その後、平成11

(問)	年に換地処分が完了しております。
(答)	当時も荒川地区の人口は増えていたのですか。 平成10年頃の児童数は急激な減少傾向ではありませんでしたが、荒川校区の中にはまだ住宅地になってない土地があり、将来的にこの辺りは人口が増加し、児童数が増加する可能性が大きいというのは、教員の中で一般的な事実として認識しておりました。もしもの時には、その辺りに周辺地域のための小学校を整備するというような形で、市が土地を取得しているものと認識しております。
(問)	入札についてですが、今回のいきさつを見ると、2者入札だったのが、1者が辞退したことで、形式的には一般競争入札ですが、実質的に1者入札に近い状態で行われています。この状態で約26億の大型案件の契約を締結することに関して、市として実質的な競争性が確保されていたと考えられますか。参加資格、要件、工期設定など、結果的に間口を狭めていくようなことのない競争性が担保されていたかどうかの見解と、1者の辞退理由についてお尋ねします。建築業界においてはより一層のその透明性が注力されているような状況で入札が2者しかないというのは、どんな公募の仕方だったのでしょうか。また、落札事業者の構成メンバーに、建設以外の不動産事業を展開するデベロッパーが属している企業が入っていると思いますが、学校の新設においては、当然建設費のみならず地域周辺の不動産価格にも大きな影響がありますので、用地選定や開校時期などは、非公開情報としてしっかりと厳重に管理し、関係事業者、関係会社との接触に関する記録はきちんと残していますか。新設校の必要性は十分に理解していますが、こういう大型案件に関しては教育委員会として承認前にしっかりと確認したいと思っています。市民から疑念を持たれたり信頼を損なうようなことのないしっかりとした用地選定や入札競争環境の担保が行われているかどうかを確認させていただきたいと考えています。
(答)	落札結果を聞くまでは、1者であることは分からない状態でした。今回の案件は、契約課が予定価格を事前公表していたので、その金額でできる業者しか手を挙げてこなかったということで、応札業者が少なくなったのだと思います。予定価格を公表したことによって、結果は1者になりましたが、入札条件を提示して広く公告していますので、公正性や競争性は確保されていると思います。
(問)	予定価格が事前に公表されており、その上で一度手を挙げたにもかかわらず、辞退した理由は何でしょうか。
(答)	公告してから色々な手続をするための期間が短かったため、辞退した業者は、ひとまず参加の意思は示したものの、その後の手続等が間に合わず断念したのではないかと想像しております。
(意見)	

教育長

公告期間が短い分、情報に触れる人へのチェックや確認には、しっかり意味を持たせる必要があると思います。公告期間が短いためにその間に準備ができないと誰も手を挙げられないので、しっかりと情報のコントロールをしていくべきですし、実質的には1者入札になっているっていうことに対して、市民から疑義を持たれないようにするためにも、辞退した業者の辞退理由は確認しておく必要があると思います。

(委 員)

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第8号 契約の締結に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

教育長

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第8号は、報告のとおり承認しました。

(事務局)

○ 次に、
議案第9号 動産の購入に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

○ (学校指導課長 議案第9号について説明)

スクールバスの購入に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので報告し、承認を求めるものでございます。

購入物件はスクールバス7台、購入金額は6,706万5,880円、1台あたり958万840円、納入期限は、令和9年3月10日、購入先はサカエ自動車株式会社でございます。契約方法につきましては、制限付一般競争入札でございます。今回購入する車両は、マイクロバス29人乗りで、令和9年4月の学校統合に合わせ、谷外小学校、置塩小学校及び菅生小学校に各2台を、既存車両の老朽化に伴う更新として前之庄小学校に1台をそれぞれ配備する予定でございます。

教育長

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(委 員)

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第9号 動産の購入に係る臨時代理の承認について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

教育長

教育長

[挙 手]

(事務局)

○ 全員賛成と認め、議案第9号は、原案のとおり可決しました。

○ 次に、

報告事項の1 姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について

事務局からこの件について説明してください。

○ (健康教育課主幹 報告事項の1について説明)

学校給食費の改定等に伴い、姫路市学校給食費徴収規則に関して、規則の一部を改正する規則を制定いたしましたので、ご報告させていただきます。

改正の理由でございますが、本市の学校給食費は4年ごとに定期見直しを行うほか、社会情勢の変化等を考慮して改定の検討を行っており、昨今の物価高騰等に対応するため、令和8年度からの小学校及び中学校の学校給食費の額の改定を行いました。また、国の交付金を活用して、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の学校給食費保護者負担額を無償化するとともに、令和8年度に限り、中学校、義務教育学校後期課程及び小学部を除く特別支援学校の学校給食費保護者負担額を軽減するため、規則の一部を改正したものでございます。

(問)

次に、改正の内容でございますが、物価高騰による給食費の額改定として、小学校給食費の単価を「290円」から「340円」に、中学校給食費の単価を「320円」から「375円」に改めたうえで、小学校の学校給食費は無償とし、中学校の学校給食費につきましては、令和8年度に限り、特別支援学校の単価を「310円」に、中学校及び義務教育学校後期課程の単価を「345円」にそれぞれ引き下げました。その他、対象者を正確に表現するために、用語の整理を行ったものでございます。

(答)

施行期日は、令和8年6月16日でございます。

(問)

国の交付金を活用して令和8年度に限り実施するということでしたが、令和9年度以降に関しては、保護者負担額の軽減をやめるのか、あるいは継続するとして財源をどうするかについては、現時点でどのように考えていますか。

(答)

小学校については、保護者負担の軽減ということで、全国的に無償化にできるだけ近づけるための国の交付金があります。本市ではそれでは不足する分について、近年、毎年度実施されている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し無償化しています。小学校については一旦無償化していますので、そのまま無償化を継続するものと考えています。中学校については、国が無償化について方針を示していませんが、本市においては物価高騰の交付金を活用して30円引き下げました。物価高騰の交付金が、来年度以降も同じようにあれば保護者負担の軽減を検討したいと思いますが、まだ決まっていません。

教育長	要するに、交付金がある間は実施できるが、永続的、持続的に財源を確保しようというわけではないということですね。
教育長	国に要望はしていますが、国の方でも検討中とのことです。 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
教育長	○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。
(事務局)	・・・[非公開案件の審議]・・・
教育長	○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。 ○ 次回の定例教育委員会ですが、7月23日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。
(委員)	
教育長	○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については7月23日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。
教育長	[異議なしの声あり] ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については7月23日木曜日の午後2時に開催することといたします。
(事務局)	
教育長	○ 以上で本日の案件は全て終了しました。 ○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。 ○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。 [特になし] ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。
○ 散 会 (午後1時59分)	